

外交防衛委員会における女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願の審査について

国会回次	審査日	審査結果
151	平成13年6月28日	採択
153	平成13年12月6日	採択
154	平成14年7月31日	採択
155	平成14年12月12日	採択
156	平成15年7月28日	採択
159	平成16年6月15日	採択
162	—	審査未了
164	平成18年6月15日	採択
165	平成18年12月14日	採択
166	平成19年7月5日	採択
169	平成20年6月20日	採択
170	平成20年12月24日	採択
171	—	審査未了
173	平成21年12月3日	採択
174	—	審査未了
177	平成23年8月31日	採択
180	平成24年9月7日	採択
183	—	審査未了
185	平成25年12月6日	採択
186	平成26年6月20日	採択
187	—	審査未了
189	平成27年9月25日	採択
190	平成28年6月1日	採択
193	平成29年6月16日	審査未了
195	平成29年12月7日	審査未了
196	平成30年7月20日	審査未了
197	平成30年12月10日	審査未了
198	令和元年6月26日	審査未了
200	令和元年12月9日	審査未了
201	令和2年6月17日	審査未了
203	令和2年12月4日	審査未了
204	令和3年6月16日	審査未了
208	令和4年6月15日	審査未了
210	令和4年12月10日	審査未了

出典：山添拓事務所作成

秘密指定解除 外交記録・情報公開室

極秘 秘 取扱注意・平	
極秘作成部数 部の内 号	
秘密指定権者 決裁	
秘密指定期間 平成 年 月 日迄、公表迄 決定迄、署名迄、保存期間に同じ	
指定事由 (情報公開法 第5条該当号数)	1 個人情報 4 公安秩序 2 法人情報 5 内部検討 3 外交情報 6 事務支障

報告・供覧

大臣 副大臣 副大臣 大臣政務官 大臣政務官 大臣政務官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	秘書官	主管 ○総政局長 ○水嶋審議官 人権条約履行室長 了 首席事務官 了 総務班長 了 人権班長 了	保存期間 (30年) (10年) (5年) (3年) (1年) (1年未満) 平成 年 月 日迄 注:満了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。
●秘書官が御了承とする場合には了承 日付を決裁時に記入すること。			完結 平成 年 月 日
			起案 平成 28年 8月 4日
			起案者 電話番号 山本 2831

回覧先

- 国際法局長
- 三上参事官
- ②法社官 了
- 総女性長
- 総人権条約体担当
- :アトCP
- 内閣府
- 法務省
- 財務省
- 文科省
- 厚労省
- 警察庁
- 人事院

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

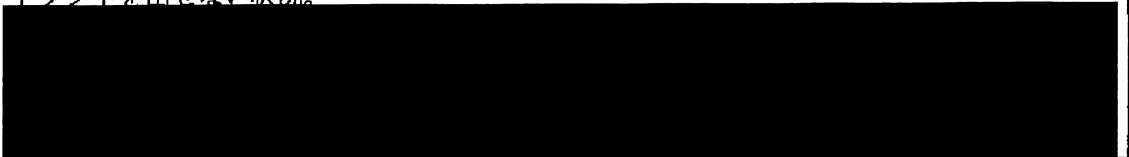
件名

第19回個人通報制度関係省庁研究会 (記録)

(別紙の要点等)

2日(火)、林女子差別撤廃委員会委員長の出席を得て、第19回個人通報制度関係省庁研究会を開催したところ、研究会の概要別添1のとおり(次第等関連資料別添2。個人通報制度の概要別添3。林委員長提供の資料別添4。司会:中田総人条長)。研究会における林委員長の発言の主要点以下のとおり。

●通報がなされ、事件として登録するのは1会期あたり3~5件。登録された案件は、委員会委員によって審査される。今までに登録された事件総数105件のうち、受理可能性がないとされた案件は27件。委員会としては、人員削減により、年間10件しか事件のドラフトを出せない状況。



第19回個人通報制度関係省庁研究会（概要）

平成28年8月2日
総合外交政策局人権条約履行室

8月2日、第19回個人通報制度関係省庁研究会が開催されたところ、概要以下のとおり（席上配付資料別添）。今次研究会では、林陽子女子差別撤廃委員会委員長が個人通報制度の概要等につき説明を行った。

1. 冒頭、中田総人条長から、別添3に基づき、個人通報制度の概要を説明。

(?)

2. 続いて、林委員長から、別添4に基づき、概要以下のとおり報告。

(1) 自分（林委員長）は2008年から女子差別撤廃委員会委員を務めており、2015年からは委員会委員長（任期2年）に就任。1年に3会期あるので、計6会期にわたり委員長を担うこととなる。これまでに5会期を終えているため、自分が委員長を担当するのは残すところ今秋の1会期のみとなった。

(2) 個人通報制度関係省庁研究会については、2009年に開催された第13回研究会に招待を受け出席。当時は、民主党政権下において個人通報制度の研究が盛り上がっていた。女子差別撤廃委員会の最初の4件の勧告は100%フォローアップされており、現実的かつ実効可能な勧告を出している証左として他の条約体から賞賛されたが、その後個人通報制度の実例を蓄積するにつれて、フォローアップ率は下がっている。

(3) 女子差別撤廃委員会・個人通報制度の概況

女子差別撤廃条約(CEDAW)選択議定書は1999年に採択され、その後2000年に発効。CEDAW189か国の締約国のうち、107か国が選択議定書を締結。

2005年以来、登録された事件総数は105件、計29か国。事件の申立ては、過去5年くらいから急増。申立ては国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)宛てになされるが、国連公用語ではない申立てや、匿名による申立て、非締約国(米等)の個人からの申立ては、受理不可能。

OHCHRのペティション・ユニットが最初に受理するか否か審査する

登録された案件は、委員会委員から構成される作業部会によって審査される。

今までに登録された事件総数105件のうち、受理可能性がないとされた案件は27件。委員会としては、OHCHRの人員削減により、年間10件しか事件のドラフトを出せない状況。

(4) 個人通報制度の運営・作業方法 (CEDAW の場合)

OHCHRの審査後、委員会に上がる申立ては、申立てごとに、主査 (case rapporteur) を含む地域別の5名の委員から成る作業部会を構成し、会期開始の数日前にジュネーブに集まり、報告書のドラフトの検討を行う。当該申立ては、作業部会の過半数の賛成で受理することとなる。暫定措置 (当該個人からの暫定措置の申立てがなくとも、委員会の判断で職権で要請できる) の場合も、作業部会の過半数の賛成で決定。なお、暫定措置の要請は当該締約国によって尊重されないこともある。

作業部会の審議は非公開だが、採択された報告書は委員会のHPで公開される。近年は、予算削減のため、報告書の頁数を削減するようOHCHRから求められており、ドラフトを簡潔にする傾向がある。

(5) 個人通報のケースの内容

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、強姦など、女性に対する暴力に関するものが案件数としては最多。職場でのセクハラ被害に遭っていたのに使用者が十分なヒアリングをしなかったため事実が認定されなかったことに不服申立てをした事案、強姦の被害を告訴したのに裁判に7年もかかった挙げ句、被告人が無罪となったことに不服申立てをした事案 (フィリピン) 等。これらはいずれも「権利侵害あり」として締約国に救済措置が勧告された。

次に、リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関するもの。(例: ハンガリーのロマ族の女性が本人の同意なしに不妊手術を強制された事案、産科ケアが十分でないために出産事故で死亡した女性の遺族が申立てをした事案 (ブラジル)、等)。これらも「権利侵害あり」として締約国に救済措置が勧告された。

社会保障給付、慣習法による相続法制など、国の法令や公務員の行為の差別性を問題としたもの (オランダ、タンザニア、ベラルーシでの例)。同じくいずれも「権利侵害あり」として締約国に救済措置が勧告された。

また、子どもの親権、面会交流に関する男性パートナーとの紛争に関するもの (例: 途上国女性と先進国男性のカップルの間で、先進国の裁判所が偏見を持っておりその間の子どもを途上国女性に会わせないといったケース。) は、受理可能性なしとされたものと、権利侵害ありとされたものがある。難民申請に関するもの (難民申請の理由としては、自国ではFGM (女性器切除) の対象に

なるため、パキスタンにおいてDVを受けているため、名誉殺人の風習を避けるため、といったケースあり。なお、難民が滞在している国は、難民個人を保護する必要がある。)は、多くは受理可能性なしとされているが、受理可能性が認められ、本案で係属中のものもある。なお、委員会が条約第4条に基づく暫定措置を勧告することがあるが、その大半は強制送還事案である。

(6) 勧告の内容については、申立人個人に対して採るべき措置や、右以外の一般的な措置がある。金額の明示はないが、被害者に補償するための金銭を支払うよう国家に勧告が出たこともある。

(7) 勧告を受けた後の締約国の対応

勧告を受けた国は、勧告受領後6か月以内に、勧告の結果としてとった措置を委員会に報告することになる。委員会が、措置は十分でないと判断した場合、委員会によるフォローアップの対象となる。同旨は選択議定書にも記載されている。

2015年7月現在、「権利侵害あり」として登録された22件のうち、回答期限を迎えた8～9件はフォローアップを終了(法令改正等)しており、11件のフォローアップが継続中。

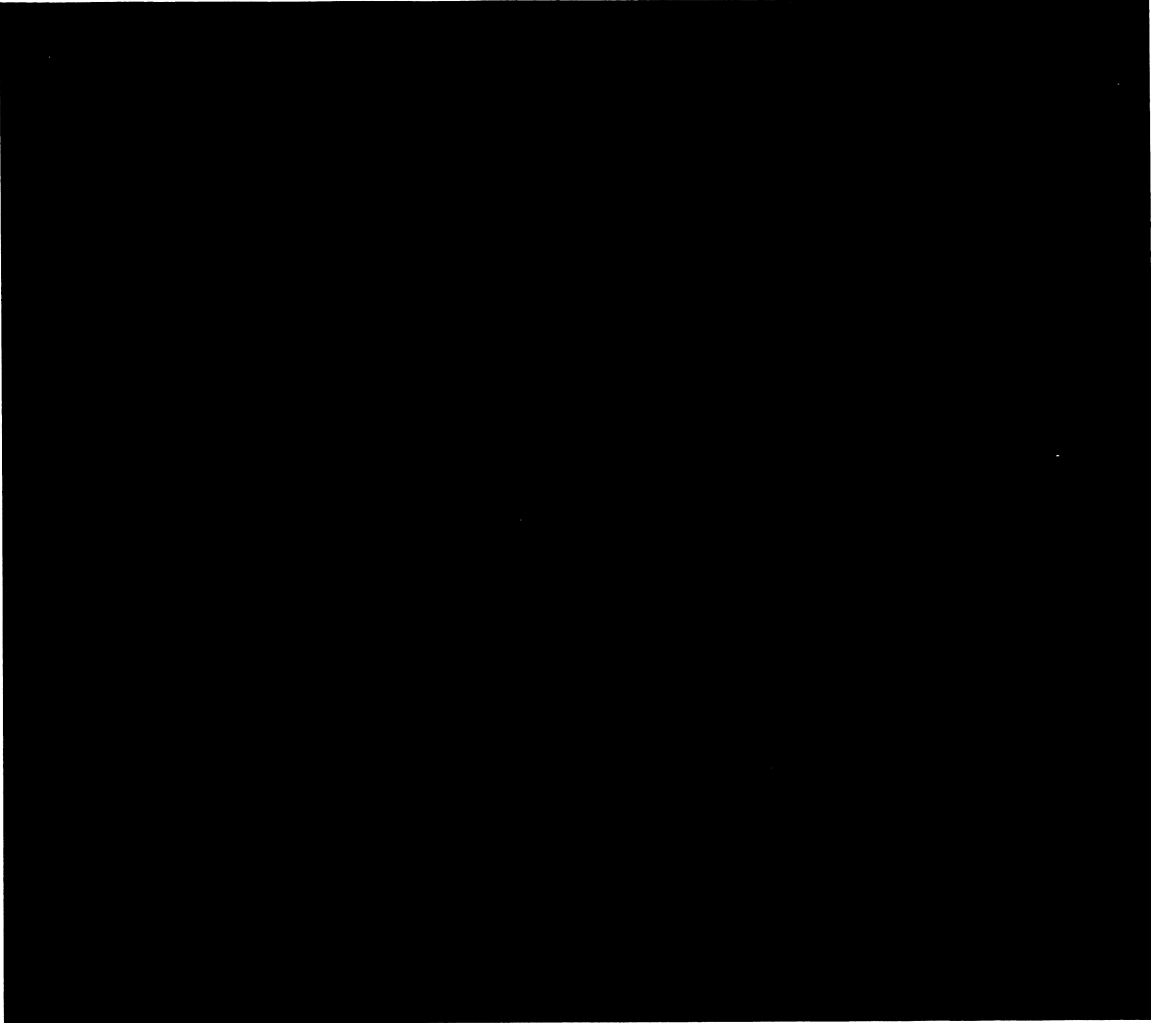
委員会からの勧告を受け入れない国もある。

因みに、フィリピンはアジアの中でも数少ない選択議定書の締約国であり、最近も国別審査を終えたばかり。本年の女子差別撤廃委員会選挙において、過去に同委員会委員長を務めたロザリオ・G・マナロ氏が再選されたため、委員会内の議論にそのことがどう影響するのか注目される。

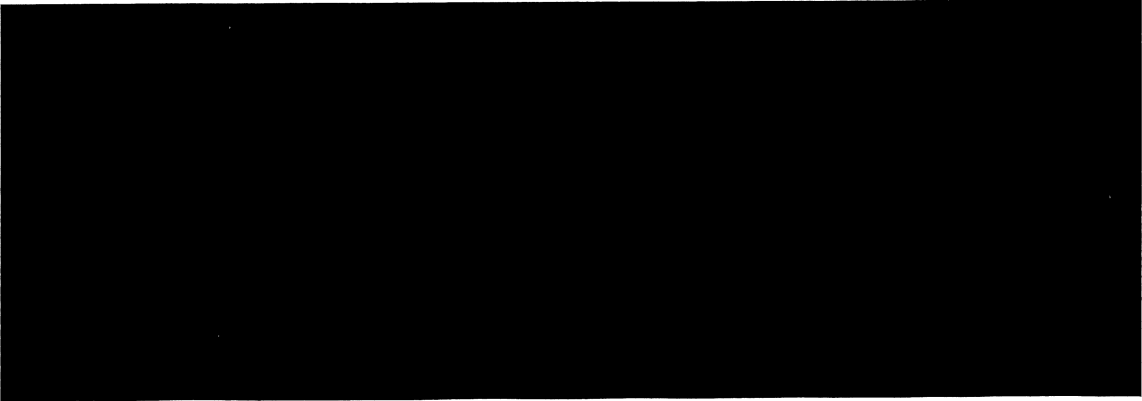
また、勧告を守っていないにもかかわらず、フォローアップが終了したケースもある。

フォローアップの手続きについては、委員会の会期中に、委員長と主査が代表部を通じて大使との面会を求め、勧告に対する取組の進捗につき説明を求める。

(8) 日本における個人通報制度導入の検討



(9) 自分（林委員長）が主査を担当したカナダの事案を紹介する。カナダは、同国の先住民の女性が、事実婚相手である男性に土地の登記簿を偽造され土地所有権を奪われたということで、訴えを起こしたケースを扱った。実際に当該女性が土地の権利を奪われたのは、カナダが女子差別撤廃条約を締結する前のことであるにも拘わらず、権利侵害が継続しているとして、委員会によって申立ては受理され、「権利侵害あり」として認定された。



3. 質疑応答

(大河内法社官)

委員会の勧告は法的拘束力を有しないとされている一方、委員会としてそのことを強調しすぎると、勧告の不履行につながる恐れがある。このバランスにつき、他国の状況を含めてご教示願いたい。

(林委員長)

勧告に法的拘束力がないことに関しては、締約国政府間や法律家の間では異論がないと思うが、委員の中には反対の立場の者もあり、どの程度の強制力があるのか委員会の中でも意見が分かれるところ。日本と同様、他国の状況については、国連重視の姿勢が見受けられる国もある。オランダでは、失業手当に男女格差があったとして、個人通報がなされたケースがあった。本件は社会権規約に係る内容であるが、自由権規約において「権利侵害あり」と認められた。その後、オランダでは国内法が改定され、男女平等に失業手当が給付されることとなった。法的拘束力があるから従うのではなく、条約上の侵害がないとの立場は変わらないが、勧告を尊重する観点から、自発的な措置として行う、という立場を取っている締約国が多いと思われる。

選択議定書第8条に規定されている調査制度について説明したい。調査の実施には、個人からの申立ては不要であり、NGO等からの依頼を受け委員会の判断で調査を実施する制度である。

調査の流れとしては、委員が現地に行き、政府関係者やNGO等にヒアリングを実施する。派遣される委員の数は、2名では意見が対立することもあるため、1名となっている。

(大河内法社官)

遡及効についてご説明願いたい。カナダの先住民女性の例では、CEDAW発効前に起こった事件であると伺ったが、委員会ではどのような議論があったのか。

(林委員長)

難しい問題である。カナダの案件については、CEDAW発効前に起こった事件だ

が、権利侵害は現在進行形で続いているため、委員会は「権利侵害あり」として受理された。自分（林委員長）は主査として受理可能性なしのドラフトを書いたが、委員会審議で覆された。

（中田総人条長）

B 規約では国内裁判で確定した事実認定は争わないとの原則があるが、CEDAW も同様か。最高裁で確定した判決の効力を事実として否定するような勧告に日本としてフォローアップしようがないと思われるが、個人通報を受け行われた委員会の審査によって覆されることはあるのか。

（林委員長）

委員会の審査は最高裁に対する4審ではないので基本的にはそのようなことはない。ただし、フィリピンの例（強姦の被害を告訴したのに裁判に7年もかかった挙げ句、被告人が無罪となったことを不服として申立てがあった例）では、確定判決は尊重するが、裁判所の条約解釈が間違っているという結論となり、

裁判官のジェンダーバイアスをなくすよう研修を強化すべき旨の勧告を行った例もある。このように、判決が覆されるわけではないが、別途金銭賠償や措置等を勧告することはあり得る。

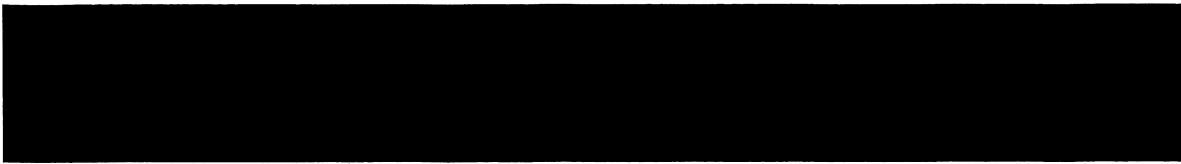
（中田総人条長）

選択議定書第10条に規定のある、調査からのオプトアウトにつき、過去に問題となったケースはあるか。

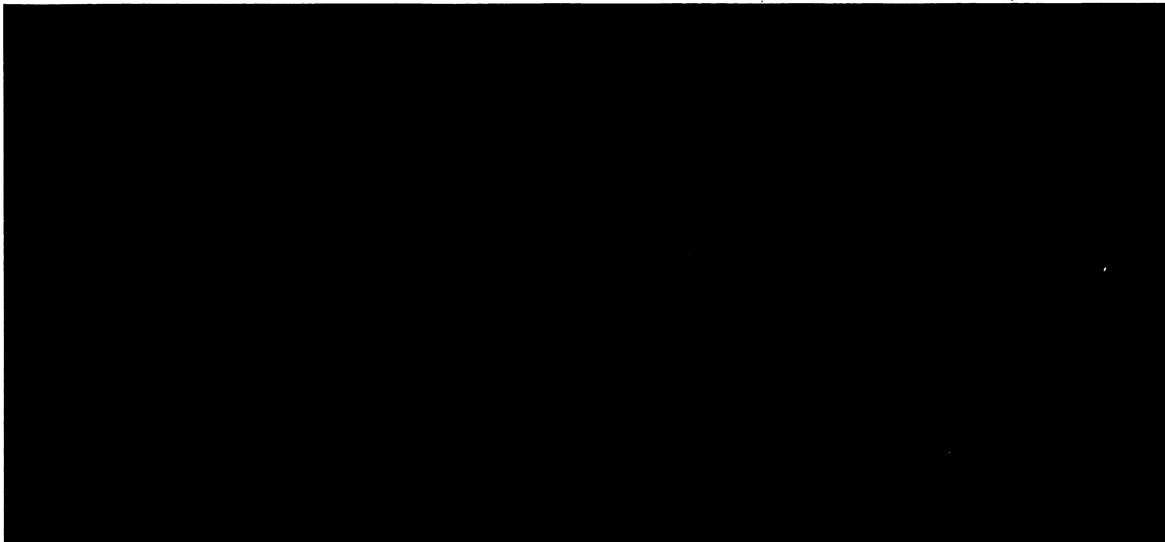
（林委員長）

そのようなケースはない。

(中田総人条長)



(林委員長)



(中田総人条長)

親権に関して、子供との面会に関する勧告はどういった内容なのか。いずれもハーグ条約に基づく手続きが進行中とのことであったが、ハーグ条約に基づく国内救済措置が尽くされているにもかかわらず受理された理由如何。

(林委員長)

いずれもハーグ条約締約国であるデンマークの父親とオーストリアの母親の間の子供について、母親が子供との面会を拒否されたケースにおいて、親子の間で面会交流をさせていないのは親権の侵害にあたり、親子が面会できるよう措置をとるべきとの勧告を出した。審査は長引いたが、最終的に「権利侵害あり」となった。ハーグ条約と CEDAW は目的が異なり、対等に扱われるべきとの立場の委員が多かった。

CEDAW では、デンマーク、カナダ、オランダの3か国からの申立件数が多い。

個人通報に関し、弁護士費用を援助する制度がある国では、特定の弁護士がそれを目当てに受理可能性も十分考慮するとし次々と同様の案件をたきつけるという事情もある。

(大河内法社官)

林委員長としては、選択議定書をどのようにお考えか。

(林委員長)

アムネスティ等 NGO の意見も踏まえ条約体改革も行われている。委員会が出す勧告は、締約国を拘束するためのものではなく、6か月以内のフォローアップを求めることで、締約国との建設的対話を促進するためのもの。

個人通報制度の導入を検討するに当たり、どれくらいの追加作業が発生するのかが議論となるが、導入直後から要対処事案が大量に発生し、大量の翻訳が必要となるというようなことはないであろう。申立てが受理されるには、国内救済措置を尽くしている、つまり最高裁まで争っても救済措置が受けられなかった状況となっている必要があるが、それを立証するのは申立者であり、政府ではない。政府が莫大な判決を国連公用語に翻訳する必要はないだろう。

(了)

【出席者名簿】

第19回個人通報制度関係省庁研究会

8月2日(火)10時～11時30分

於:外務省南庁舎287号室

平成28年8月2日

外務省

人権人道課

人権条約履行室

【有識者】

女子差別撤廃委員会委員長／弁護士

林 陽子

【参加府省庁】

内閣府 男女共同参画局男女共同参画推進官

石橋 英宣

内閣府 男女共同参画局総務課課長補佐

竹内 明里

内閣府 男女共同参画局調査課課長補佐

杉山 典子

法務省 大臣官房秘書課国際室涉外担当法務専門官

佐伯 由佳

法務省 大臣官房秘書課国際室涉外係長

木口 竜

財務省 大臣官房総合政策課政策推進室調整専門官

藤田 豊

文部科学省 大臣官房国際課国際協力企画室専門職

鈴木 育乃

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課国際係長

吉田 麻衣

警察庁 長官官房総務課係長

人事院 事務総局国際課事務官

佐伯 慶新

外務省 国際法局社会条約官室社会条約官

大河内 昭博

国際法局社会条約官室課長補佐

鈴木 幸雄

総合外交政策局女性参画推進室首席事務官

大槻 広美

総合外交政策局女性参画推進室課長補佐

伊藤 千恵子

総合外交政策局女性参画推進室事務官

林 源太

総合外交政策局人権人道課兼人権条約履行室長

中田 昌宏

総合外交政策局人権人道課兼人権条約履行室事務官

山本 千鶴

(了)